



一八八六(明治十九)年六月に設置された英吉利法律学校第二科(原書科)は、英語を用いた法学教育を實踐しようとする初代校長増島六一郎の構想が実現したものであった。

同科の設置準備は、増島とともに英吉利法律学校の経営にあたった幹事渡辺安積が担当し、同月二十五日発行の『明法志林』(第一一八号)紙上に設置広告が掲載された。これにより、従来の課程は第一科(通常科あるいは邦語科)とされ、同校の法学教育は二系統に分科されることとなった。

第二科(原書科)は三年間の課程とされ、翌年三月に公表されたカリキュラムによると、第一科(邦語科)の教科内容とほぼ同様であったことがわかる。第一学年には「法律原論」等八教科が、第二学年には「訴訟法」「擬律擬判」「判決例」等一〇教科が、第三学年には「法律学」「羅馬法」「国際公法」「国際私法」等九教科が配

置され、全体として基礎法学から実用法学に進み、さらに法哲学・国際法に広がる教育内容であったといえる。両科の違いは使用する教科書にあり、第二科では名称通り原書が教科書とされていた。

それらの原書は、丸善などの書店を通じて諸外国から購入し、国文社などから講義録として原文出版されることにより、同科とともに設置された英吉利法律学校の法律書庫充実に結びついていった。しかし、実際には絶対数が不足したらしく、幹事の渡辺は帝国大学総長渡辺洪基に蔵書の交換や借用を請願している。

また、基礎教育となる英語学については、増島が校長を兼任している東京英語学校の英語教師が担当し、その他にもイーストレーキ(博言学士)、シドモール(米國法律学士)、リッチフィールド(パリスタ)といった外国人教師を擁していた。

られない斬新な試みであったが、開設と同時に四〇人の生徒が入学し、翌年十月には第一学年一八三人、第二学年二九人に増加するほどの好評を博している。この人数は、第一科(邦語科)の同学年生徒数の約半数に相当し、

同科が英吉利法律学校の法学教育を特徴づける学科として急成長していることがうかがわれる。

しかしながら、一見順調に実現したようにみえる増島構想は、八九年二月の大日本帝国憲法發布を契機として、大きなつまずきをみせる。明治政府は、「万国対峙」を目指して国内法の整備を急ぐ反面、「私立法律学校特別監督条規」や「特別認可学校規則」などの政策を通して私立法律学校に法制官僚養成の一翼を担わせようとしたため、国内法中心の法学教育が一般に重視されるようになったのである。



増島六一郎

英吉利法律学校でも、憲法發布に対応するため十月に東京法学院と校名を改

称し、翌年には学則を改正して「法律及一般政治思想ノ養成ヲ目的トシ本邦制定ノ法律並ニ経済ニ関スル學術ヲ教授ス」る学校へと変身している。

確かに、校名改称とともに英吉利法律学校第二科(原書科)は東京法学院英語法学科へと改編され、さらに専門学校令に準拠した東京法学院大学となる一九〇三(明治三十六)年まで存続した。しかし、のちに東京法学院への改称問題が「今後学生ノ主トシテ改修スヘキハ此等ノ法典(Ⅱ国内法)ニシテ外国法ノ研究ハ自ツカラ之ヲ第二位ニ置カサルヘカラス從テ英法專攻ノ意ヲ表示スル校名ハ修学ノ実ニ伴ハサルニ至リタリ」と説明されるように、英語法学科は国内法研究に從属する教育課程として位置づけられる学科にすぎなかった。

帝国憲法の發布は、増島構想を否定し、英吉利法律学校の最も特徴的な法学教育を骨抜きにする契機となったのである。そして、あたかも英法の普及と実地応用を目指した英吉利法律学校第二科(原書科)の終焉を象徴するかのようになり、一八九一年四月、増島は東京法学院長の職を突如辞し、同校の経営から身を引いたのであった。